

目標年となる指定製品の達成状況について

令和 8 年 3 月 27 日
 経 済 産 業 省
 産業保安・安全グループ
 化学物質管理課
 オゾン層保護等推進室

指定製品の製造業者等は、指定製品の製造業者等の判断の基準（告示）のとおり、目標年度以降において、環境影響度（GWP）の加重平均が目標値を上回らないようにしなければならない。また、本体やカタログに同告示で定められた事項を表示しなければならない。

そのため、フロン排出抑制法第 91 条の規定に基づき、報告徴収を実施し、2024 年度に目標年度を迎えた「非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液」、「硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材」及び「硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器」の製造業者等における目標値の達成状況及び表示義務の達成状況を確認した。

また、2023 年度が目標年度であった「自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く））」のうち、昨年度の報告徴収で未達成であった製造業者等についても、フロン排出抑制法第 91 条の規定に基づく報告徴収を実施し、目標値の達成状況及び表示義務の達成状況を確認した。

報告徴収を実施した指定製品の目標値と目標年度

指定製品名	環境影響度の目標値	目標年度
非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液	100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材	100	2024
硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器	100	2024
自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く））	150	2023

1. 目標値の達成状況

(1) 非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液

製造業者等 7 社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、7 社中 1 社が全てノンフロン製品に移行し、残りの 6 社全てが目標値を達成した。

なお、環境影響度の加重平均値については、ノンフロン製品への移行により、全体では 36.9 となった（目標値 100 と比較して約 63%の低下）。

目標値の達成状況（6 社中 6 社達成）

	加重平均	目標値達成状況
A 社	43	○
B 社	44	○
C 社	59	○
D 社	88	○
E 社	15	○
F 社	78	○

(2) 硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材

製造業者等 12 社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、12 社中 9 社が全てノンフロン製品に移行し、残りの 3 社中 2 社が目標値を達成した。一方、目標値未達成の 1 社については、現在ノンフロン製品への転換に向けて検討中であることから、来年度に達成状況を確認する。

なお、環境影響度の加重平均値については、未達成事業者の影響から、全体では 146 となった（目標値 100 と比較して約 46%の増加）。

目標値の達成状況（3 社中 2 社達成）

	加重平均	目標値達成状況
A 社	725	×
B 社	99	○
C 社	32	○

(3) 硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器

製造業者等 15 社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、15 社中 11 社が全てノンフロン製品に移行し、残りの 4 社中 2 社が目標値を達成した。

一方、目標値未達成の2社については、2025年度までにノンフロン製品に移行した。

なお、環境影響度の加重平均値については、ノンフロン製品への移行により、全体では2.1となった（目標値100と比較して約98%の低下）。

目標値の達成状況（4社中2社達成）

	加重平均	目標値達成状況
A社	31	○
B社	180	×
C社	7	○
D社	247	×

（4）自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員11人以上のものを除く）

昨年度の報告徴収において未達成であった製造業者等4社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、4社中1社がノンフロン製品に移行し、残りの3社中2社が目標値を達成した。一方、未達成の1社については、2025年度までにノンフロン製品に移行した。

目標値の達成状況（3社中2社達成）

	加重平均	目標値達成状況
A社	20	○
B社	221	×
C社	85	○

2. 表示の達成状況

（1）非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液

製造業者等6社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、6社中5社が表示義務を履行していた。一方、残りの1社については、カタログへの一部情報の表示漏れがあったが、2025年度までにノンフロン製品に移行したことから、表示が不要となった。

本体・カタログへの表示事項

本体への表示事項	カタログへの表示事項
<ul style="list-style-type: none"> ・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 ・品名及び形名 ・製造業者等の氏名又は名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度

(2) 硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材

製造業者等3社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、3社とも表示義務が履行できていなかった。このうち2社については、2025年度までに全てノンフロン製品に移行したことから、表示が不要となった。一方、残りの1社については、現在本体及びカタログへの表示を準備中であることから、来年度に対応状況を確認する。

本体・カタログへの表示事項

本体への表示事項	カタログへの表示事項
<ul style="list-style-type: none"> ・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 ・品名及び形名並びに質量 ・製造業者等の氏名又は名称 ・当該製品が硬質ポリウレタンフォームを用いたものである旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度

(3) 硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器

製造業者等4社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、4社中1社が表示義務を履行していた。2社については、カタログへの一部情報の表示漏れがあったが、2025年度までにノンフロン製品に移行したことから、表示が不要となった。一方、残りの1社については、現在カタログへの表示を準備中であることから、来年度に対応状況を確認する。

本体・カタログへの表示事項

本体への表示事項	カタログへの表示事項
<ul style="list-style-type: none"> ・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度 (法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。) ・品名及び形名 ・製造業者等の氏名又は名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体への表示事項 ・目標値及び目標年度

(4) 自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く）

昨年度の報告徴収において表示が未対応であった製造業者等 3 社に対する報告徴収及びヒアリング等の結果、3 社全てが表示義務を履行していた。

本体・カタログへの表示事項

本体への表示事項	カタログへの表示事項
<ul style="list-style-type: none"> ・使用するフロン類等の種類、数量及び環境影響度（法第87条に基づき当該事項に関して表示を行っている場合を除く。） ・当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の製造業者等の氏名又は名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体への表示事項 ・当該製品が搭載される乗用自動車、乗合自動車又は貨物自動車の車名及び型式 ・目標値及び目標年度

3. 結果考察

「非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液」、「硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材」、「硬質ポリウレタンフォームを用いた冷蔵機器及び冷凍機器」及び「自動車用エアコンディショナー（乗用自動車（定員 11 人以上のものを除く））」の達成状況を踏まえると、多くの事業者でノンフロン製品への移行が進んでおり、また、目標年度では未達成だった事業者についても、その後ノンフロン製品への転換が進められており、フロン排出抑制法における指定製品制度は、効果的に機能していると考えられる。

今後とも必要に応じ、製造業者等にヒアリングを実施するなどフォローアップを行い、より一層のノンフロン・低 GWP 化に向けた取組の促進を図っていく。